

国民健康保険における課税限度額・軽減基準の見直しについて

平成29年12月14日、平成30年度税制改正大綱(案)により、以下の内容が示された

改正内容 平成30年4月実施予定(税制改定に伴う地方税法施行令改正)

(1) 保険税の課税限度額の見直し

医療分課税限度額を4万円引き上げ、課税限度額を合計で93万円とするもの

	医療分 限度額	後期高齢者支援分 限度額	介護納付金分 限度額	合 計
現行	54万円	19万円	16万円	89万円
見直し(案)	58万円	19万円	16万円	93万円
見直し額	4万円	—	—	4万円

- ◆ 昭島市国民健康保険では、平成29年度現在、法定限度額89万円を採用している
- ◆ 今後、納付金算定も法定課税限度額を基準として行われる、引き続き、法定額を維持していきたい

(2) 保険税における低所得者の負担軽減の拡大(均等割軽減)

2割及び5割軽減の判定所得を引き上げ

2割軽減の拡大	現行	基準額: 33万円 + 49万円 × 被保険者数
	見直し(案)	基準額: 33万円 + 50万円 × 被保険者数
5割軽減の拡大	現行	基準額: 33万円 + 27万円 × 被保険者数
	見直し(案)	基準額: 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
7割軽減	変更なし	基準額: 33万円(基礎控除額)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を含む

限度額・軽減基準額見直しのイメージ

